事業者排出量削減計画書_新規・変更)

		THE RESERVE			LE III		4 F.		
### ### ### ### #####################	京都府地球温暖	化対策条	例第18条第1項(第1	8条第2項、第1	18条第3項)の規定	こにより提出し	<u>ーー</u> 」ます。	一般作品新加州	
等して1,500キロリットル以上)	特定事業者の								
京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出 事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 調解の調理解決定性は深層設定資産を300トン度が高度報度でする無限できる無限できる機能でする機能できる機能でする機能では関係した気能の機能、が関係で減能した。気能の変に関係を30mmのに対して、社会的関係及状態が多くが多いでは、10mmの関係したの関係を30mmのに対して、社会的関係及状態が多くに対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、		者要件 算して1,500キロリットル以上)) 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック							
### 本 方		京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出							
## 進 体 制 操動技術的 「快適 「保施 大 大 大 大 大 大 大 大 大	計画期間								
年度ごとの具 年度 別備 対象・工程等 計画 内 容	基本方針	創業以来培	創業以来培う「安全」「快適」「信頼」を基本とする高品質なサービスの提供により地域に貢献し、企業活動と自然環境の調和を目指して 社会的						
年度ごとの具体的な取組及び措置	推進体制	取締役社士	取締役社長を統括環境保全管理責任者とする環境保全活動推進体制を導入し、取締役運輸部長を統括環境保全推進責任者として本社・各営業						
18-19	年度ごとの具				٥.	計画内	容	•	
18-19 18	体的な取組及	18-19	運輸部						
18-19		18-19 運輸部・各営業センター							
18-19 (整備部門)				空車走行比率を下げるため、GPSなどを活用し無線配車を行い、また営業課職員など専門職員が現地配車を行うこと					
18-18 総務部 **素が内での有工ネルギー活動を構造する、クリーン経営・一点化炭料料出版開業権のための社内テータの資正 接受を行う。 日標化炭米検算(1) 日標化炭米検算(1) 日標化炭米検算(1) 日期減率 日期減率 日期減率 日間減率 日間が減率 日間が減率		18-19							
基準年度(実績)		18-19			ルギー活動を推進する。グ	リーン経営・二酸化炭	営素排出量削減推進のた	めの社内データの適正	
A 事業所等排出区分 (二酸化炭素検算(1)) (二酸化炭素検算(1)) (%) (%) (基準年					
A 事業所等排出区分 831.55 t 800.87 t -4 % B 輸送車両排出区分 12846.53 t 12204.23 t -5 % C その他排出区分 0.00 t 0.00 t % その他の地球はよる温室効果ガスの削減量等 特別の産の木材の利用 (利用品) (総価面積) (総価の本材の利用 (利用品) (総価面積) (総価の本材の利用 (利用品) (総価の本材の (利品品) (総価の本材 (利品品) (総価の本材 (利品品) (2000 (利品品) (200	の排出量等		排出区分						
B 輸送車両排出区分 12846.53 t 12204.23 t -5 % C その他排出区分 0.00 t 0.00 t % その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等 森林の保全及び整備 (整価面積) ha (要収量) t (利用量)		Δ 事業司	5年出区分	(—RX1CE					
その他の地球 温暖化対策による温室効果 ガスの削減量等 大の他の地球 温暖化対策による温室効果 対策等の区分		Name of the Control o					•		
#出合計 *1 13678.08 t *2 13005.10 t 一5 % その他の地球温暖化対策による温室効果 対策等の区分 取組量等 (二酸化炭素換算(1)) 森林の保全及び整備 (整備面積) ha (吸収量) t 市内産の木材の利用 (利用量) mi (削減量) t 自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給 (悪係船量) GJ (削減量) t 刊入は熱の供給 (機の船量) GJ (削減量) t 刊入は熱の供給 (機の船量) (関入量) kwh (削減量) t 刊入は熱の供給 (排出合計・削減等合計) *1 13678.08 t でつる 13005.10 t 一5 % 特 記 事 項 平成11年5月低公害車プリウスをタクシーとしてはじめて導入(平成18年現在10台運行)。平成17年6月20日に「獺業自動車株式会社・環境方針」を決定。全社で「環境に優しい経営」をめざし活動を行っている。中央営業センターが平成17年9月9日に交通エコロジー・モビリティ財団の審査を経て「グリーン経営認証」を取得した。「エコドライブの実践」など、社員のソフト面での日々の取り組みにとどまらず、ハード(設備)面においても、平成17年11月にアイドリングストップ車の試験導入後、全てのタクシー車両のアイドリングストップ車への車両代替計画を決定。現在順次、代替を進めている。 連 絡 先 担 当 部 署 担 当 者 氏 名									
日標年度 (計画)		0 6 19 16		* 1		* 2			
温暖化対策による温室効果ガスの削減量 (整備面税)	その他の地球						10000110	1	
対スの削減量	温暖化対策に	,	何束等の区分	取					
等		森林の保全及び整備		(整備面積)	ha	(吸収量)	t		
自然エネルギーを利用した電		府内産の木材の利用		(利用量)	m ³	(削減量)	t		
グリーン電力の購入 (勝入量) kwh (削減量) t 削減量等合計 *3 t				(売電量)	kwh	(削減量)	t.		
削減量等合計 ま準年度(実績) 目標年度(計画) 削減率(計画) 接出合計-削減等合計) *1 13678.08 t (2)-(3) 13005.10 t -5 %					GJ		t		
差引排出量 基準年度(実績) 目標年度(計画) 削減率(計画) 13678.08 t 13005.10 t -5 % 13005.10				(購入量)	kwh				
(排出合計-削減等合計) *1 13678.08 t (2)-(3) 13005.10 t -5 % 特記事項 平成11年5月低公害車プリウスをタクシーとしてはじめて導入(平成18年現在10台運行)。平成17年6月20日に「彌榮自動車株式会社 環境方針」を決定。全社で「環境に優しい経営」をめざし活動を行っている。中央営業センターが平成17年9月9日に交通エコロジー・モビリティ財団の審査を経て「グリーン経営認証」を取得した。「エコドライブの実践」など、社員のソフト面での日々の取り組みにとどまらず、ハード(設備)面においても、平成17年11月にアイドリングストップ車の試験導入後、全てのタクシー車両のアイドリングストップ車への車両代替計画を決定。現在順次、代替を進めている。 連絡先担当務民				# W# /r:	th Mr has after (also (att.)				
特 記 事 項	(+								
平成11年5月低公告単プリリスをタグシーとしてはしめて導入(平成18年現在10合連行)。平成11年6月 20日に「彌榮自動車株式会社 環境方針」を決定。全社で「環境に優しい経営」をめざし活動を行っている。中央営業センターが平成17年9月9日に交通エコロジー・モビリティ財団の審査を経て「グリーン経営認証」を取得した。「エコドライブの実践」など、社員のソフト面での日々の取り組みにとどまらず、ハード(設備)面においても、平成17年11月にアイドリングストップ車の試験導入後、全てのタクシー車両のアイドリングストップ車への車両代替計画を決定。現在順次、代替を進めている。 連 格 先 担 当 部 署					10010.00			1	
担当者氏名		20日に「 る。中央 認証」を ハード(記	M祭自動車株式会社 営業センターが平成 取得した。「エコドラ V備)面においても、「	環境方針」を2 17年9月9日に3 イブの実践」 平成17年11月6	央定。全社で「環境 交通エコロジー・・ など、社員のソフ こアイドリングス	をに優しい経営 モビリティ財 アト面での日々 トップ車の試	き」をめざし活団の審査を経ての取り組みに 験導入後、全て	動を行っていて「グリーン経営とどまらず、	
	連 絡 先								
P = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		担	当 者 氏 名						
1± PT		住	所						
電話番号		電	話 番 号						
ファクシミリ番号									

- 注 1 該当する \square には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「碁準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 - 両スな派金平両のが出する。 果ガスをいいます。 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室 効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。